浄化槽を設置しませんか 補助金が出ます

水質汚濁の原因のほとんどが、私たちの家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯などの排水です。

○浄化槽とは
台所やお風呂からの生活雑排水を、し尿と併せて処理できる浄化槽のことです。性能は優れており、下水処理場の高級処理機並みに排水を浄化します。

○取付工事は簡単です
コンパクトで場所を選びません。自動車1台分の面積があれば十分です。

○保守点検と清掃
年1回以上の清掃と、定期的な保守点検が必要です。登録・許可を受けた業者が実施します。

補助金限度額（1基当たり）

処理対象人員（人槽）	補助金限度額
5人槽 小家族住宅用	33万2千円
7人槽 普通住宅用	41万4千円
10人槽 二世帯・大家族住宅用	54万8千円

※国や県の補助事業のため、補助金に限りがありますので、お早めに申し込みください。令和元年度中に設置される方を、現在受け付けています。

問い合わせ先▼産業建設課　環境水道班　藤原

農地の違反転用の防止について

農地を農地以外に利用する時は、農地法の許可が必要です。農地に家や倉庫などを建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。

許可無く転用したり、転用許可に係る事業計画どおりに転用していなかったりすると、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。従わない場合は、罰則の適用もあるので注意してください。

問い合わせ先▼農業委員会事務局　平石

農地を借りたい貸したい方へ

農業経営基盤強化法による「利用権設定」であれば、貸した農地は設定期間終了後、離作料などを支払うことなく貸人である農地所有者に返ってくるため、安心して農地の貸し借りが行えます。

町が、農家の方から提出された利用権設定の申請書をもとに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会へ諮問を行い、農業委員会総会の答申を経て告示します。

【利用権設定を受ける（農地を借りる）要件】
◆農用地の全てを利用し、耕作や養畜の事業を行うこと
◆耕作や養畜の事業に必要な農作業に常に従事すること
◆地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行うこと
◆権利を有する方全ての同意を得ていること

問い合わせ先▼産業建設課　産業班　平石

プレミアム付商品券を販売します

消費税率の引き上げに際し、「プレミアム付商品券」が一部対象者の方に販売されます。

【購入対象】※対象者にはお知らせを郵送。
①今年1月1日時点で住民税非課税の方（他の課税者の配偶者、扶養されている方、生活保護受給者など除く）
②2016年4月2日～2019年9月30日生まれの子どもを持つ世帯主の方
※配偶者からの暴力を理由に避難している方は、申出書を提出する必要がありますのでご連絡ください。提出が遅くなると交付できなくなるのでご注意ください。

【購入限度額】
2万5千円（販売額2万円）
※対象①の方：1人につき
※対象②の方：児童1人につき
※対象①②どちらにも該当する方は両方購入可

【使用可能期間】
10月1日～来年2月29日

【商品券使用可能店舗】
町内の一部店舗（決まり次第再度お知らせ）

【特殊詐欺「個人情報詐取」にご注意】
次の行為を求める「詐欺」には十分ご注意ください。

●「プレミアム付商品券」を販売するため、手数料などの振り込みを求める。
●ATM（現金自動支払機）の操作をお願いする。
●住民の皆さまの世帯構成など個人情報を照会する。
怪しい電話や、郵便があったらご連絡を！

問い合わせ先▼産業建設課　産業班　澤

国民健康保険 被保険者の方へ

○限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証について
入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。
また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。
「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

【70歳未満の被保険者】
住民税課税世帯：限度額適用認定証（水色）
住民税非課税世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証（きみどり色）

【70歳以上の被保険者】
住民税課税世帯：認定証は交付されません。
※所得区分現役並みⅠ・Ⅱの方は交付：限度額適用認定証（りんどう色）
住民税非課税世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証（きみどり色）

現在、限度額適用認定証や標準負担額減額認定証を交付されている方は、有効期限が令和元年7月31日で切れてしまいます。更新の必要な方は申請をしてください。
標準負担額減額認定証については、入院期間が90日を越えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。（詳しくは国保係まで）

★申請に必要なもの
・保険証
・印鑑
・マイナンバーカードまたは通知カード
・お持ちの認定証（更新の方）
・3ヶ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など（入院が90日を越えた場合）

申請は住民課保険窓口班国保係で受け付けています。所得の申告をしていない方は、所得の申告をしないと認定証が交付できません。また、特別な事情がないのに国保税を滞納している方には認定証は交付されません。

問い合わせ先▼住民課　保険窓口班　小笠原

後期高齢者医療被保険者の方へ

○令和元年度の後期高齢者医療被保険者証について
新年度の被保険者証は「黄色」です。
7月下旬に被保険者の方へ郵送します。被保険者証が届きましたら記載内容をご確認ください。なお、現在お使いの被保険者証は**令和元年8月1日から使用ができなくなりますので**ご注意ください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証について
町民税非課税世帯の方や医療費負担割合が3割の方（現役並み所得）で、所得が145万円以上690万円未満の方は、入院や高額な外来診療を受ける際、申請により交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関や薬局などへ提示すると、窓口での医療費の自己負担額や入院時の食事代が軽減されます。
平成30年度に交付されている方は申請の必要はありません。新たに令和元年度から必要な方は申請をしてください。

★申請に必要なもの
・被保険者証
・印鑑

申請は住民課保険窓口班後期高齢者医療係で受け付けています。なお、現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証は**令和元年8月1日から使用できませんので**ご注意ください。

問い合わせ先▼住民課　保険窓口班　岡﨑

成人歯科健診を受診しましょう

大豊町では6月から、成人歯科健診を実施しています。高知県内の指定の病院・歯科医院にて年に1回、無料で受診することができます。口の中を健康に保ち、歯周病などの病気を予防するためにも歯科健診を受診することをお勧めします。
受診される方は、受診票をお渡ししますのでご連絡ください。

【対　象】
①大豊町の住民基本台帳に登録されている者
②20歳～74歳の者
③受診する日の属する年度において成人歯科健診の受診歴のない者

問い合わせ先▼住民課　健康づくり班　奈良﨑